

堺荘と西園寺家

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2013-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: KONISHI, Mizue メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/3828

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



堺荘と西園寺家

学芸学部 国際英語学科 小西 瑞恵

要旨：鎌倉時代の堺荘の荘園領主はだれかを明らかにするのが、本稿の第一の課題である。前稿で摂津国堺荘の史料であることを明らかにした元亨3年(1323)7月の「堺御庄上下村目録帳」(海竜王寺文書)が、元亨3年5月11日の「西園寺実兼御教書」をうけて作成されたもので、このとき摂津国堺荘は、春日社祈禱料所として興福寺東北院覚円(実兼子息)が領家になったことを、初めて明らかにした。この2点が摂津国堺荘の史料で、豊田武以来の通説とは異なる。当時の和泉国堺荘(堺南荘)は、最勝光院領で領家は永福門院藤原璋子(伏見天皇中宮、実兼女)で、西園寺実氏が亡父公経のために建立した天王寺遍照光院の寺役も勤めていた。第二に、南北朝時代の摂津国堺荘で現地代官の地位にあった渡辺薩摩入道宗徹を検討し、宗徹が摂津国住吉郡守護であった楠木正儀の守護代であったことから、楠木正成に遡って南北朝動乱期の摂津渡辺党(渡辺惣官家)の動向のなかで論じた。

キーワード：摂津国堺荘、和泉国堺荘、西園寺家、楠木氏、渡辺党

はじめに

本稿で検討したいのは、鎌倉時代の堺荘と関東申次を務めた西園寺家の歴史である。

中世の自由都市、自治都市であった堺の歴史については、これまでに多くの研究や書籍が発表されている。その出発点は、戦前の『堺市史』全8巻(1929-31年、三浦周行監修)で、このときに会合衆も取り上げられている。続いて、原田伴彦は、堺(和泉国)を、港湾都市、自由都市と分析したが、後年の「一六世紀の自由都市—堺の歴史とその背景について—」では、堺は市民の都として未成熟なため、自立できなかったとして、「流産した自由都市」と定義している¹⁾。

この後、豊田武の『堺—商人の進出と都市の自由—』に代表される諸論考²⁾や、茶会記の分析を導入した泉澄一の研究³⁾、また、網野善彦の堺公界論⁴⁾が発表されたが、いずれも16世紀の最も繁栄した時期の堺、いわゆる〈黄金の日々〉の堺をテーマとしていた。このことは、史料上の限界からみてもやむを得ないことで、自然災害や火災を繰り返し、戦乱による被害も数多く被ってきた堺では、それほど豊富な中世史料が残されている訳ではない。そのため、自然に中世後期(室町時代)以降の歴史が取り上げられてきたのである。しかし、新史料の発見によって中世の堺の実態が明らかにされた例もある⁵⁾。

これまで堺の史料とは考えられていなかった、酬恩

庵蔵「堺南北庄大徳寺奉加引付」の翻刻・紹介によって、文明年間の堺の町名・街路名や町衆名が解明されたのである。

わたくしは、「戦国都市堺の形成と自治」において、都市堺の鎌倉時代からの歴史と都市市民の実態を論述し、豊田武以来の会合衆について、会合衆であると論じた⁶⁾。また、永島福太郎『中世畿内における都市の発達』⁷⁾で紹介された堺の新史料、元亨3年(1323)の「堺御庄上下村目録帳」(奈良県文化財指定、海竜王寺文書)について、「中世都市共同体論についての覚え書き」で調査・検討し、永島説と同様に、この史料は摂津国堺荘のものであると結論した⁸⁾。以下は、その後の研究成果である。

一 西園寺家とその所領

西園寺家の所領や財産については、籠^り肅^{すむ}の「西園寺家の興隆とその財力」と、網野善彦の「西園寺家とその所領」があり、現在でもこの2論文が、西園寺家を研究する際の中心となっている⁹⁾。特に網野論文は、鎌倉・南北朝時代の西園寺家領の全貌を初めて概観し、その所領が知行国(若狭国・備前国・伊豆国・三河国・周防国・伊予国・肥前国を一時知行したが、鎌倉時代の知行国は三河国と伊予国)や、九州・瀬戸内海縁辺の諸荘、淀川・宇治川沿いの家領からなり、院の厩と左馬寮(牧)を掌握していたことを明らかにしている。

室町時代の西園寺家領については、小野晃嗣が「三条西家と青苧座の活動」や「卸売市場としての淀魚市の発達」で触れ、乾（清田）奈保子が「室町後期公家経済の一考察」で、西園寺家と西園寺京極家とその家領を三分二と三分一の比率で共同領としたことと、その後者を受け継いだ三条西家と西園寺家の共同領の実態を分析している¹⁰⁾。しかし、それ以前の鎌倉時代の西園寺家領についての研究は、まだ始まったばかりである。

次に鎌倉時代の西園寺家とその所領について、具体的に分析していきたい。

貞応元年（1222）12月、美濃国司が留守所に、大山崎神人等の不破関の勘過を許す下文を出した（離宮八幡宮文書。以下^{〔離〕}で表示、「美濃国司下文」）。留守所とは、平安時代以降、国府にあって国務を執る役所で、国司の遷任などで国守が在京することが多いため、国守の国庁に対して設けられた在地の執務組織である。目代（代理人）・在庁官人らで構成される。不破関は美濃国（岐阜県不破郡関ヶ原町、東山道）に置かれた古代の関所で、伊勢国（三重県鈴鹿郡関町付近、^{〔関〕}亀山市、東海道）鈴鹿関・越前国（福井県敦賀市、北陸道）愛発関とともに三関の一つとされた。勘過はよく調べて通す意で、関所通行の許可書（過書）などに用いられた語である。

大山崎神人は、大山崎の地（^{〔関〕}京都府乙訓郡大山崎町・大阪府三島郡島本町）を本拠地として、鎌倉時代から室町時代を中心に繁栄した大山崎油神人（油商人）で、離宮八幡宮に油座関係文書である「離宮八幡宮文書」（重要文化財）が所蔵され、この1222年のものが最初である。大山崎神人は淀川を隔てて対岸にある男山の石清水八幡宮に所属し、荏胡麻油を納めるなどの雑役を奉仕する身分で、その見返りとして強い宗教的、身分的特権を有していた。たとえば、他の世俗権力は、本社によって彼らの神人職が解かれぬ限り、拷問や刑罰を加えることができなかった。この石清水八幡宮の油座・祇園社の綿座・北野社の麴座のような中世の同職組織が、神人の組織のなかから生まれ、彼らは特権的座商人（商工業者）として活躍したのである。この「美濃国司下文」は油神人らの身分的特権を示すとともに、彼らが不破関を通して東山道に入り、美濃国にまで商圏を広げていたことを示している。

貞応元年（1222）12月17日、六波羅探題が大山崎神人等の不破関の関料免除を下知した。「美濃国司下文」（この史料では、「国司庁宣」と呼んでいる）を受けて実行したものである（^{〔離〕}「六波羅下知状」）。この下知

を出したのは、この前年の承久の乱のときに、幕府軍を率いて上洛した北条泰時とその叔父時房で、二人はそのまま六波羅の北・南の居館に駐留し、乱後の処理にあっていたが、大山崎神人らの商業特権を認めたのである。公武両政権が大山崎神人等に認めた特権は、以後の前例となった。

これより以前の後鳥羽上皇の院政期に、西園寺公経（1171-1244）は坊門信清と並んで関東申次を務めていた。坊門信清は源実朝の舅（妻の父）であり、後鳥羽上皇の女房坊門局の父でもある。西園寺家は藤原氏北家閑院流の公実の男通季を始祖とする堂上公家で、家格は撰閑家に次ぐ清華家である。公経は將軍源頼朝との姻戚関係によって、勢力を伸長することができた。公経の父は内大臣実宗で、母は権中納言藤原基家女である。持明院（藤原）基家は、頼朝が命の恩人とする池禅尼（藤原宗子）の子平頼盛女を妻とし、北白川院（藤原陳子）が女である。北白川院は後高倉院の妻で、後堀河天皇の母となったが、公経の母はこの北白川院の姉妹であった。また、公経は頼朝の同母妹の夫、一条能保女全子を妻とした。撰閑家との関係を強固なものにするために、承元2年（1208）4月、妻全子の姉が九条兼実の嫡男良経に嫁して生んだ道家に、女掬子を嫁がせている。幕府方との連携はさらに強まり、女掬子が生んだ道家の子三寅（^{みとら}九条頼経）を第四代將軍として鎌倉に送り、孫女を後嵯峨天皇に入内させ、撰閑家をしのぐ権勢を誇った。この孫女が大宮院姞子（よしこ）である。

承久3年（1221）5月15日、後鳥羽上皇は執権北条義時追討の院宣を下した（承久の乱）。この時、公経は、内応の恐れがあるとして、子実氏とともに弓場殿に召し込められたが、その直前、公経は京都守護伊賀光季に計画を通報し、家司三善長衡を鎌倉に遣わして京都の形勢を通報させ、幕府軍の勝利を導いた。乱後幕府方に擁立された後堀河天皇の母は、公経の母と姉妹であり、後堀河天皇の擁立は公経の進言によるものである。

公経は承久3年閏10月に内大臣、翌貞応元年（1222）8月に太政大臣に昇任し、同2年正月に従一位に昇叙された。同年4月太政大臣を辞めたが、なお前大相国として朝廷ではならぶもののない勢力を誇った。京都北山の地（現在の金閣の地）に豪華な別荘北山第と、後の家名のもととなる西園寺を建立したのもこの頃で、元仁1年（1224）12月に北白川院・安嘉門院を迎えて落慶式を挙行している。

関東申次は、公経・実氏父子以降西園寺家に相伝さ

れ、西園寺家繁栄の基礎になっていった。その実態を、鎌倉時代末期の実例で検証したい。

応長元年（1311）8月7日、大山崎神人が訴えた淀川沿岸の関および兵庫関（神戸市）の関津料支払いをめぐる、六波羅探題は両使を派遣し、伏見上皇に披露するように朝廷側に依頼した。当時、北条時敦（1281-1320）と金沢貞顕（1278-1333）が六波羅の長官だった。この「六波羅探題書状」の宛先は、「進上 左京権大夫入道殿」となっている。

「左京権大夫入道」は西園寺家に仕えた橘氏である。この頃「左京大夫」に任じられた人物には、「左京大夫長者四位下」と記される橘知嗣（-1350）がいる。しかし、乾元2年（1303）4月11日の「五夜雜事定」¹¹に、知嗣の子息知経¹²が、昭訓門院藤原瑛子（-1336）のお産に際して産着や襦袢を「行事家司知経前左京権大夫」として務めている（『鎌倉遺文』21421号、28巻146頁、以下『鎌』）。藤原瑛子は永福門院藤原鐔子（伏見天皇中宮）の実妹で、父は西園寺実兼、母は源顕子で公衡の妹である。龜山天皇の妻で、准后として昭訓門院の院号宣下を受けていた。

また公衡女寧子（やすこ）は徳治1年（1306）上皇となっていた後伏見の御所に上り、女御となって光厳・光明天皇、珣子内親王を生んだ。この広義門院寧子（1292-1357）のお産の際、延慶4年（1311）2月4日に、「知尚朝臣」「知経朝臣」の兄弟が見える（『鎌』24200・24201号）。橘知嗣の次男知尚は嘉元1年（1303）10月29日から翌年5月5日まで左京大夫に任じられたが、のち刑部卿（従三位）に遷任し、応長元年（1311）8月21日に出家、翌1312年に亡くなっている。

以上の考証から、「左京権大夫入道」は、西園寺家の家司橘知経である。応長元年8月10日に、「西園寺公衡書状（消息）」が出された。西園寺公衡は、関東申次で、朝廷側にたって武家と交渉した。「武家状」（「六波羅探題書状」）と使者の申詞を伏見上皇に披露するように、藏人頭宮内卿の源資榮に依頼したのである。これをうけて、8月17日、宮内卿源資榮が奉じた院宣が、石清水八幡檢校法印宛てに出された（『離』「伏見上皇院宣」）。

西園寺公衡（1264-1315）は太政大臣実兼の子息で、早くより関東申次の父実兼を助けていた。弘安6年（1283）7月10日、関東からの使者は公衡に馬一頭を贈った。これに先だち、実兼に鹿毛の馬1頭と砂金50両を贈っていたから、関東申次の地位は、関東からの実質的な収入ももたらしたのである（『公衡公記』第1）。正安元年（1299）、公衡は父実兼の出家により関東

申次を継いで公武間の交渉に当たり、延慶2年（1309）に左大臣となった。応長元年（1311）8月20日に出家（法名静勝）した後は、入道左大臣と呼ばれたが、正和4年（1315）9月25日、51歳で没した。父実兼に先立つ死であったため、関東申次は実兼が再び務めている。

西園寺公衡は、延慶2年（1309）3月に、奈良の春日大社に『春日権現験記絵』を施入していた。『春日験記絵』には目録があって、絵巻の成立についての記述がある。それによると、興福寺東北院の覚円が編目を選び、その際に慈信（1257-1324、一条実経子、1281年興福寺僧正別当）・範憲の二人の興福寺の僧侶に相談したとある。詞書の清書についても、前関白（鷹司基忠）父子四人に依頼したといい、絵は絵所預の高階隆兼が描いたとみえる。この『春日験記絵』が制作された理由のひとつに、嘉元3年（1305）の年末に、公衡が後宇多上皇から勅勘をこうむって伊豆・伊予両国と左馬寮を没収されたが、その翌年2月になって幕府の口添えで勅免となっているので、それを契機に春日に祈願して制作に動いたとも考えられようと、五味文彦は述べている。絵巻の企画・制作のうちに、公衡の家門に吉祥が訪れたと『春日験記絵』の奥書にあるように、嘉元4年（1306）4月に公衡の女寧子が後伏見の女御となり、延慶2年（1309）正月に寧子は女院の待遇が与えられて広義門院となり、2月に子の実衡が中納言、3月には公衡が左大臣となって、その3月に絵巻が奉納されたのである。この間、徳治2年（1307）正月16日に公衡は春日社に7日間の参籠をおこなっており、春日への公衡の信仰は高まりをみせていた¹³。

この公衡の子息が、西園寺実衡である。祖父の実兼が元亨2年（1322）9月10日に亡くなると、関東申次を務めた。元亨3年（1323）5月28日に京都三聖寺禅侶等の訴えによって、三聖寺領豊後国大野荘（**現**大分県大野郡大野町付近）宇佐八幡宮の仮殿造営料の譴責を止めるようにとの後醍醐天皇綸旨を受けて、右大将実衡は六波羅探題南方陸奥守大仏維貞に宛てた「西園寺実衡御教書」を出している（『鎌』28415号）。同年8月6日にも、長門国松嶽寺寺僧の訴えによって、松嶽寺寺領に対する地頭の濫妨を止めるようにとの後醍醐天皇綸旨を受けて、右大将実衡は六波羅探題大仏維貞への「西園寺実衡御教書」を出している（『鎌』28479号）。正中2年（1325）3月3日には、安楽寺領薩摩国分寺の和与（和解）について、後醍醐天皇綸旨を受けて内大臣実衡は六波羅探題越後前司（前越後守）金沢貞顕に「御教書」を出している（『鎌』29027号）。

なかでも重要なのは、元亨3年（1323）5月11日に、

右大将実衡が撰津国堺荘を春日社祈祷料所として永代寄進した「西園寺実衡御教書」で、宛所は「謹上東北僧正院御房」である。これまでこの史料の存在に気付かなかったが、わたくしの知る限り、堺の研究でこの史料が使われたことはない(『鎌』28399号)。東北院僧正御房は、『尊卑分脈』にあるように実兼の子息で、公衡の弟の法務大僧正覚円である。母は公衡と同じ内大臣源通成女(従一位顯子)であった。源通成は、村上源氏久我家の分家である中院家の出身で、久我通親の子通方が父である。すなわち、源通親の孫が通成で、通成―通頼―通重と続いている。代々大覚寺統に仕えた一族で、中院通成の弟雅家から北畠家が始まり、雅家の曾孫が北畠親房である。また、後醍醐の側近千種忠顕は久我有忠(久我通光の子六条通有の孫)の次男であり、後醍醐天皇の側近として知られる内大臣僧正道祐も、中院家の出身で源通重の子息である。

元亨3年(1323)7月の「堺御庄上下村目録帳」(奈良県文化財指定、海竜王寺文書)が、撰津国堺荘の史料であることは、すでに前稿で実証しているが、この目録は元亨3年5月11日の「西園寺実衡御教書」をうけて作成されたもので、このとき撰津国堺荘は、春日社祈祷料所として興福寺東北院院家が相承する所領であったことが、初めて明らかになった。覚円は元応元年(1319)12月から翌年まで興福寺別当も務め、次にみるような史料を残している。

覚円は、元徳2年(1330)12月、三和荘の召次衣服について、三和荘(美和荘)雑掌からの報告を受け、徳治3年(1308)4月の「後宇多上皇院宣案」や今度(元徳2年正月)の「後醍醐天皇綸旨案」を御意として謹んで進覧するよにとの書状を出している(東寺百合文書、『鎌』31327号)。周防国美和荘(現山口県)は、寛喜2年(1230)以前より最勝光院領として伝領されてきた荘園で、徳治3年(1308)の「後宇多上皇院宣案」によると、このとき春日社に寄進されたが、その院宣案の宛先は東北院法印御房であった(『鎌』23233号)。

正中の変の翌年、正中2年(1325)後醍醐天皇は最勝光院領を調査し、2年後、当荘を同院領にもどした上で東寺領として寄進した。嘉暦3年(1328)10月20日に、最勝光院執務職と周防国美和荘を教王護国寺(東寺)に付けることについて、謹んで承ったとの執権相模守赤橋守時の「関東請文」が出されている(『鎌』30433号)。この時の幕府将軍は、守邦親王である。

後醍醐天皇は、その後、元徳2年(1330)正月28日、美和荘を南都東南院に返還し、東寺には備中国新見荘

を替わりに与えた(『鎌』30880・30882号)。この時の後醍醐天皇綸旨は寺務の東寺長者前大僧正坊聖尋に宛てられたもので、同時に東北院僧正御房(覚円)に宛てて、徳治の院宣に任せて相伝知行すべきであるとの後醍醐天皇綸旨が出されたのである(『鎌』30881号)。この聖尋は関白鷹司基忠の子で、醍醐寺三宝院に入り聖尊法親王(後二条天皇の子)について得度受戒をうけ真言宗を学び、金剛界・胎藏界両部の灌頂を受けて阿闍梨位に昇った。そののち後醍醐天皇の推挙によって東大寺東南院に入り、嘉暦2年(1327)4月19日に東寺長者となって東南院と兼務していた。また大僧正に昇進し、元亨2年(1322)東大寺別当となり、在任中、まず東南院を修造しようとした。後醍醐天皇が潜幸する御所にあてようとしたのだという。この費用として、嘉暦2年(1327)2月12日、撰津国の神崎・渡辺・兵庫の三津の港に出入りする商船に課した入津料である目銭を徴集し、また東大寺大仏殿の大屋根葺き替えの費用も求めている(『鎌』30138号)。後醍醐が元徳2年(1330)3月8日に東南院を訪れ、ついで春日社・興福寺に行幸しているのは、元弘の乱の前触れである。聖尋の東大寺別当辞任は、元弘元年(1331)である。元弘3年(1333)8月24日夜、三種の神器を携え京都を脱出した後醍醐は南都に向かったが、これ以前の7月25日に東南院院主聖尋僧正を頼って潜幸の宣下があった。しかし、東大寺内には武家方の勢力もあり、やむなく聖尋は天皇とともに東大寺を出て、鷲峯山金胎寺(現京都府和束町)を経て東大寺末寺である笠置寺(現京都府笠置町)に至った。同年9月28日に笠置寺が陥落して後、聖尋の消息は不明であるという¹⁴⁾。

後醍醐は正慶2年(1333)2月には、美和荘を東寺に返還し、以後、当荘は東寺領として存続した。最勝光院領美和荘内兼行方の当年の所務職を請け負い、年貢以下雑物を12月中旬に(東寺の)寺庫に運送するとの「景光請文」が出されている(『鎌』31993号)。のちの応永26年(1419)2月23日の「最勝光院評定引付」によると、美和荘兼行名の応永25年分の年貢40貫文を積んだ船が兵庫浦に着いたことがみえ、この年貢を兵庫津まで受取りに行った費用3貫502文の詳細な項目がある(「同兼行名年貢請取雑用帳」、教王護国寺文書)。一方、新見荘(現岡山県新見市一帯)も、最勝光院院務職を得た東寺の所領となっていた。

以上みたところによって、興福寺東北院覚円が堺の西園寺実衡と同様に、後醍醐天皇の信任を得た人物で、荘園経営の才覚にも優れていたことが推察できると思

う。

摂津国堺荘が元亨3年(1323)に、西園寺実衡から春日社祈禱料所として、叔父の興福寺東北院覚円に与えられたという新たに発見された事実により、鎌倉時代の堺荘の支配関係を改めて検討する必要がある。

堺荘の支配関係を検討するために従来から検討されてきた史料は、①嘉元2年(1304)7月8日の「後深草上皇処分状案」と、②正中2年(1325)3月の「最勝光院荘園目録案」である(『鎌』21888・29069号)。

①の後深草上皇(1243-1304)は、後嵯峨天皇の皇子で、母は西園寺実氏女の大宮院姞子(よしこ)である。父天皇の譲を受け寛元4年(1246)位についたが、父の命により正元1年(1259)位を弟亀山天皇に譲った。その後、子伏見天皇、孫後伏見天皇の代に院政をとり、正応3年(1290)出家し、嘉元2年7月16日に没した。持明院統の祖であり、北朝皇統の祖にもあたる。①は上皇が死に臨んで残した処分状(譲状)である。

ここでは後深草上皇の子・孫にあたる伏見院・後伏見院・遊義門院姞子内親王、妃である准后西園寺相子の他、伏見上皇の正妃である永福門院にも処分がおこなわれている。まず、伏見院に持明院統の最重要所領長講堂領が譲与され、遊義門院には以前より彼女の母東二条院(大宮院姞子の妹藤原公子、後深草の中宮で嘉元2年1月没)が沙汰していた長講堂領中の伏見御領の知行が認められ、准后相子には長講堂領の土御門第が譲られ、永福門院にも長講堂領中の葺屋荘をはじめ後深草院が外戚西園寺家から伝領した所領が譲られた。これらの所領は分割譲与されてはいるが、全体として伏見上皇の管領下におかれ、彼女らの自由な処分も認められていないというのが、両統迭立期の王家領について分析した伴瀬明美の結論である¹⁵⁾。

堺荘に関わるのは、天王寺遍照光院并葺屋・堺等荘が、大宮院藤原姞子(後嵯峨天皇皇后、後深草・亀山天皇の母)ならびに、その母准后藤原貞子の文書を添え、後深草上皇の子伏見天皇の中宮であった永福門院藤原鐔子に譲られている部分である。このうち、摂津国葺屋荘(兔原郡、現神戸市中央区)は長講堂領で、寺役・庁役の日を違えないようにと記されている。また、堺荘は遍照光院役を怠らないようにと命じられているが、伴瀬がいう「後深草院が外戚西園寺家から伝領した所領」とは、この堺荘等を指す。

②の正中2年(1325)3月の「最勝光院荘園目録案」は、最勝光院領を伝領した後醍醐天皇が作成させた同院領の目録である。最勝光院は、京都市東山区にあった後白河法皇の御所の法住寺殿に建てられた御願寺

で、女御建春門院平慈子とその子高倉天皇の発願により、後白河法皇が平時忠(滋子の兄)に建立させ、承安3年(1173)落慶供養がおこなわれた。宇治平等院の鳳凰堂形式の華麗な寺院であったとされる最勝光院には、後白河法皇の近臣を中心に多くの荘園所領が施入され、法皇がこれを管掌した。後白河法皇の没後、同院領は、後鳥羽上皇-後堀河上皇-後嵯峨上皇-龜山上皇-後宇多上皇を経て、後醍醐天皇に伝領されたが、最勝光院は嘉禄2年(1226)6月4日の火災から衰退に向かっていた。後醍醐天皇が、翌嘉暦元年(1326)、最勝光院とその荘園所職を東寺に寄進したのは、このためで、建春門院と高倉天皇の忌日に東寺御影堂で仏事を勤めさせたのである。②には、播磨国桑原荘(現兵庫龍野市)をはじめ、20の荘園がみえ、所在地の国名は17ヵ国に及んでいる。また、それぞれの領家が明記されている。前述した備中国新見荘と周防国美和荘も含まれている。堺荘の項目の前には、「和泉国歟」と書かれているから、この堺荘は和泉国堺荘と考えるのが正当であろう。領家は「今林准后御分」とあり、本年貢油2石・綾被物2重(7月御八講1重12月御月忌1重)・9月兵士7人が義務であるが、建長年中(1249-56)以後は代銭1貫文の外は弁済せずか、とある。これは最勝光院領を調査した公文左衛門少尉大江氏の言葉であろう。これにより、鎌倉時代半ばの和泉国堺荘の領家は、今林准后(西園寺実氏室、北山准后四条貞子)であったと考える。すなわち、西園寺家の所領であった和泉国堺荘は、領家の権限を伴ったまま、後醍醐天皇によって、最勝光院領として東寺に寄進されたのである。

問題は、①と②の堺荘が同じかどうかである。いずれの史料にも、堺荘が北山准后(今林准后)藤原(四条)貞子の所領であったことが記される。実は、『鎌倉遺文』では、①と②にみえる堺荘の両方を、和泉国大鳥郡の堺南荘としている。また、金井静香は、永福門院の所領として両史料にみえる堺荘をあげている。堺荘は、貞子が領家職を有していた最勝光院領であるが、遍照光院の寺役も勤める荘園であったという。また、天王寺遍照光院は、康元元年(1256)に西園寺実氏が天王寺に建立したという御堂のことではないかと推定した¹⁶⁾。わたくしも前稿で述べたが、四天王寺安井に実氏が父公経の十三回忌にあたって建立し、供養をおこなった御堂のことである(『百鍊抄』)。さらに史料をあげるならば、弘安8年(1285)10月、龜山上皇が母大宮院(姞子)や新陽明門院(藤原位子、龜山の准后)とともに四天王寺・住吉社に参詣した時、一行は14日に船で渡

辺に着いた。先例により上皇の御所は(四天王寺)別当坊であり、22歳の左衛門督公衡もお供をした。大宮院(西園寺実氏女姑子)の御所は安井宮で、女院・上皇・常磐井入道相国(西園寺実氏)草創の地であると記されている(『実躬卿記』)。15日に別当坊に到着し、安井殿に入ったのは16日であった。

注目されるのは、暦応4年(興国2・1341)6月27日、光厳上皇が永福門院の四天王寺安井殿領内の北村敷地3段余を、大徳寺に寄せて、大燈国師(宗峰妙超)の塔頭とすることを許した事実である(『大日本古文書大徳寺文書』1-78、「光厳上皇院宣」)。光厳上皇は、後伏見天皇を父とし、西園寺公衡女の広義門院寧子を母とする。永福門院藤原鐔子(公衡の妹)は伏見天皇中宮であったが、夫の伏見院は文保元年(1317)に亡くなっている。夫の子である後伏見天皇の養母を務めたが、その後伏見院も建武3年(1336)に没していた。兄の西園寺公衡も、正和4年(1315)9月25日、51歳で没し、また、妹の昭訓門院藤原瑛子(龜山天皇后)も、建武3年(1336)に亡くなっている。おそらく、永福門院が頼みにしたのは、実家の西園寺家と、姪にあたる広義門院藤原寧子とその子光厳上皇であったと思われる。永福門院は、この翌年の康永元年(1342)5月7日に亡くなっているから、このような寄進も納得のいくものであるが、赤松則村(1277-1350)法名円心の縁者である宗峰妙超ゆかりの大徳寺の塔頭に所領を寄進している事実は、ただの偶然とは考えられない。この摂津国安井殿敷地等は、その後も応安7年(1374)9月17日の「後円融天皇繪旨」によって、僧素順上人に安堵されている(『大日本史料』6-41)。

宗峰妙超(1282-1337)は、鎌倉末・南北朝期の臨済宗の僧で播磨(兵庫県)の人である。11歳で出家、書写山で天台を学び、その後、禪に転じ鎌倉万寿寺の高峰顕日(仏国禅師、後嵯峨天皇の子)に参じた。嘉元3年(1305)宋より帰国し新風の大陸禅を鼓吹していた南浦紹明(大応国師)に師事して法燈を嗣ぐが、延慶1年(1308)南浦の遷化後は京都東山の雲居寺に住んだ。正中1年(1324)赤松則村は京都紫野に大徳寺を造営し宗峰を開山とした。『大燈国師年譜』によれば、宗峰妙超は浦上一族の出身で、母は赤松則村の姉である。花園上皇や後醍醐天皇のあつい帰依を受け、それぞれ興禅大燈、高照正燈の国師号を贈られた。門下からは大徳寺を嗣いだ徹翁義亨、妙心寺を開いた関山慧玄を出している。その墨跡類は禅の書のなかでも優れて雄渾な逸品といわれ、その峻厳な禅風をよく伝えている¹⁷⁾。

それでは、摂津国堺荘の領家と支配関係は、どうであったのかを次に検討したい。

摂津国堺北荘は、天福2年(1234)年2月5日の「念仏寺一切経蔵等建立注文」に「建保2年(1214)甲戌、国遠建立堂、摂津国内北荘二建」とあることから、鎌倉時代初めには成立していたことが分かる(『開口神社史料』、以下『開』)。その領家は、②正中2(1325)3月の「最勝光院目録案」により、今林准后(西園寺実氏室、北山准后四条貞子)とされ、一方、和泉国堺南荘については、①嘉元2年(1304)年7月8日の「後深草上皇処分状案」により、天王寺遍照光院領とされてきた。そのように考えられたのは、前述の豊田武が、②の史料について、「最勝光院、摂津国堺荘、領家今林准后兵士七人」として以後のことらしい。②には、「摂津国」の字句はないが、前項が摂津国山辺荘(現大阪府豊能郡能勢町)で、「和泉国歟」として次の堺荘の項目に移っている。この誤読が通説となったもので、わたくしも、これまでそのように考えてきたが、①と②が同じ和泉国堺荘であることが確かになったので、明らかな誤りである。①と②は、和泉国堺荘で、最勝光院領であり、西園寺実氏が天王寺に建立した遍照光院の寺役も勤めていた。鎌倉時代末期の領家は永福門院である。

堺南荘は嘉元2年(1304)に後深草上皇から永福門院に譲られたが、彼女の生きた年代は、文永8年から興国3年(1271-1342)であるから、元亨3年(1323)にも同荘は永福門院の所領であったと思われる。正和元年(1312)年12月の「伏見上皇宸筆処分状案」は、永福門院の所領について、一期の管領を確認しているし、元弘3年(1333)6月7日と思われる「後醍醐天皇筆事書」には、今出川院(龜山天皇妃藤原嬉子)御領を永福門院御分としている。今出川院は西園寺実兼の姉妹で、永福門院の叔母である(『鎌』24767・32245号)。後醍醐天皇の親政でも、最勝光院領堺南荘の領家永福門院の支配権は確認されたと考える。

以上の検討により、摂津国堺荘についての史料は、③元亨3年(1323)5月11日の「西園寺実衡御教書」(『鎌』28399号)と、④元亨3年(1323)7月の「堺御荘上下村目録帳」(奈良県文化財、海竜王寺文書)である。③④によると、摂津国堺荘(堺北荘)は、春日社祈禱料所になった。領家は西園寺家の当主実衡の叔父にあたる興福寺東北院僧正御房(覚円)である。

西園寺家領の全貌を語る史料としては、⑤元亨2年(1322)8月16日の「西園寺実兼処分状」(『鎌』28410号)と、⑥建武2年(1335)7月12日の西園寺公重に

宛てた「後醍醐天皇綸旨」（『南北朝遺文』関東編第1巻、253号）がある。

網野善彦が論じたように、⑥は西園寺家嫡流に伝えられた所領で、⑤は、右大臣今出川兼季（実兼の子、1281-1339、59歳で没）、大納言大宮季衡（公衡の庶子、『公卿補任』によれば、権大納言）、宇和御前、深草禅尼らに譲与された所領である。そこには、中宮大夫（大納言実衡）は処分帳以外を家門として進止するようにと記されている。中宮大夫実衡は、実兼の嫡孫で西園寺家の当主である。実衡は、⑥に記された嫡流としての所領を継承したが、実は⑤のなかにも、実衡が権利をもつ所領が含まれている。すでに網野善彦によって論じられているように、肥前国宇野御厨から毎年の年貢として納められる「子牛」がそれで、右大臣今出川兼季と実衡とが、半分ずつ取るようにと記されている。

このようにみえてくると、③は西園寺家の春日信仰の深さを示すことはいうまでもないが、むしろ西園寺実兼の死後、実兼の息子で僧籍にある覚円に、譲与の意図で寄進されたものであろう。しかし、南北朝の動乱により、堺荘の支配も大きな影響をこうむっていったのである。

二 南北朝時代における摂津国堺荘の支配関係

南北朝時代における⑦年未詳後12月18日の「院宣」で、南朝は摂津国堺荘の地頭ならびに領家職について、住吉神社社家（津守氏）の知行を安堵している。堺南荘についても、楠木正儀に宛てて出された⑧年未詳（正平13・1358年）8月23日の「後村上天皇綸旨」により、住吉神社領であったことが分かる。いずれの堺荘も南朝から住吉神社領とされるが、⑦⑧の両史料の存在自体が、両荘が別のものであったことを示している（『堺市史』第4巻資料編1、住吉神社文書）。のちの「住吉大神宮年中行事」によると、延元年中（1336-1340）に、熊代弾正が堺でおこなった狼藉を制止し、正平15年（1360）10月9日、堺を元のように住吉社に返付されたが、「凶盗蜂起」、すなわち悪党が蜂起し、神領を略奪したことがみえる（『大日本史料』6-23）。延元1年（1336）4月22日に、後醍醐天皇は、住吉神社に社領を安堵しているが、この時には、堺荘は住吉神社領になっていたものと思われる¹⁸⁾（『後醍醐天皇綸旨』）。

④元亨3年（1323）7月の「堺御荘上下村目録帳」によると、堺荘の惣田数は早晚田を合わせて116町5反半27歩（207歩）、上下両村に分かれ、年貢免除地が49町8反余あり、上村だけでも、王子・天神・音布宮の神社、音布寺・西光寺・勝福寺・蓮成寺・一乗寺・

実相寺などの寺院の免田がみえる。この史料は、『堺市史』にも、戦後の『続堺市史』にも収載されていないため、堺の研究で使われることがなかった。

堺荘（南北荘）については、従来惣田数が不明であるとされてきたが、この新史料によって、摂津国堺荘の惣田数が初めて明らかになった。この史料では、「地頭分」や「預所代分」がみえ、「下司」も置かれていた。種々の用途を差し引いた年貢米は、77石5斗6合余である。用途のなかで、「御馬飼」への支出が多いことが注目される。水陸交通路の要衝にあった堺の特性を示すものであるが、すでに述べたように、院の厩と左馬寮（牧）を掌握していた西園寺家の所領の存在形態と結びつけて考える必要がある。また、和泉国堺荘（堺南荘）にはみえない地頭が存在しているが、ここにみえる「地頭分」が、のちの現地代官的存在のよりどころとなった可能性がある。

南北朝時代の堺北荘については、永徳元年（1381）に9月26日・28日と10月9日の「渡辺宗徹書状」3通が、『開口神社史料』に収められている（以下、『開』で表示、1975年）。解説に、永和2年（1376）6月、幕府が堺浦泊目銭を、3カ年間東大寺八幡宮修理料に充てるため、堺浦に大勧進職を配置した時や、同3年12月、堺荘住民等が荏胡麻売買を停止させるに当たって、渡辺宗徹の指示がみえる。また、南朝から足利幕府側に降伏し、和泉国の国主と守護を兼ね、摂津国住吉郡の守護を兼帯していた楠木正儀の代官橋本正仲から連絡を受けている人物に渡辺宗徹がいる。これらは同一人物と思われる、とある。さらに、「堺北庄領家渡辺薩摩禅門」は追筆で、宗徹は堺北荘の領家ではなく、堺北荘の政所を構成する現地代官的地位にあったものと思われる、と述べている。

これに異論があるのではないが、関連史料を掲げ、さらに詳しく検討しておきたい（東大寺文書は〔東〕、法隆寺文書は〔法〕）。

⑨応安6年（1373）5月9日「後光厳上皇院宣」〔東〕

⑩永和2年（1376）4月24日「管領細川頼之施行状」〔法〕

⑪永和2年（1376）6月16日「楠木正儀書下」〔東〕

⑫永和2年（1376）6月18日「橋本正仲摂津国宣施行状」〔東〕

⑬永和2年（1376）6月19日「沙弥宗徹渡辺遵行状」〔東〕

⑭永和2年（1376）6月21日「沙弥宗徹渡辺遵行状」〔東〕

⑮永和3年（1377）12月12日「摂津守護楠木正儀書

下状」^離

⑯永和3年(1377)12月18日「橋正仲施行状」^離

⑰永和3年(1377)12月21日「撰津国守護代渡辺薩摩入道遵行状」^離

⑱永徳元年(1381)9月26日「渡辺宗徹書状」『開』

⑲永徳元年(1381)9月28日「渡辺宗徹書状」『開』

⑳永徳元年(1381)10月9日「渡辺宗徹書状」『開』

なお、和泉国堺荘(堺南荘)については、堺北荘と同じ住吉社領となり、和泉国堺浦に関する史料も上述の史料と重複するので、ここでは記述を省略する。永享3年(1431)11月8日、「室町幕府奉行人連署奉書」によると、將軍足利義教は年貢730貫文の住民による地下請を認め、応永6年(1399)に起こった応永の乱後、堺南荘の領主となった京都相国寺崇寿院に伝えているが、幕府の直轄領に近いものであった(『御前落居奉書』)。以後の堺南荘を中心とした堺の歴史については、都市論として論述したことがあるので、ここでは繰り返さない¹⁹⁾。

まず、⑨は北朝の後光厳上皇が応安6年(1373)5月に和泉国堺浦の泊船目録3年分を東大寺八幡宮修理料所に寄進しようとしたが、順調には運ばず、⑩の永和2年(1376)4月24日、幕府は楠木正儀に撰津国堺浦もあわせた堺南北荘の泊船目録を東大寺八幡宮修理料として、大勸進(覚了晋乗)に付すことを命じたものである。

これをうけた撰津国分郡守護楠木正儀は、⑪で同年6月16日、奉行人橋本九郎(橋正仲)に撰津国堺浦泊舟目録を執行することを命じ、6月18日には、橋本正仲が守護代渡辺薩摩入道(宗徹)に⑫でこれを伝達した。渡辺薩摩入道宗徹は、同日⑬で住吉郡奉行(住吉郡担当の守護使)渡辺四郎兵衛尉に沙汰を命じ、6月21日にも、3カ年を限り東大寺八幡宮修理料足に付せられた撰津国堺浦泊船目録を、現地で大勸進に沙汰するように命じた。これが⑭である。

翌永和3年(1377)12月12日に、撰津国分郡守護楠木正儀は、⑮で、八幡宮大山崎神人の訴えにより、堺北荘住民等の荏胡麻売買を禁止している。12月18日には、⑯により橋正仲から渡辺薩摩入道に伝達され、さらに12月21日には、⑰により、渡辺薩摩入道宗徹から渡辺四郎兵衛尉に伝達された。

永和4年(1378)年末頃に、撰津国住吉郡の分郡守護は楠木正儀から山名氏清に替わり、幕府の支配体制は一段と強化された。⑱⑲⑳は、堺北荘の政所を構成する現地代官とされる渡辺薩摩入道宗徹が、永徳元年(1381)に堺北荘に対する公事賦課について、これを拒

否する開口神社の神宮寺である念仏寺との対応に当たっている書状である。

ここで問題にしたいのは、堺北荘の現地代官の地位にあったといわれる渡辺宗徹である。渡辺氏は苗字からみて撰津渡辺党の渡辺氏の一族と考えられるが、具体的に渡辺党とはどのような関係にあったのだろうか²⁰⁾。

渡辺党は、撰津渡辺を本拠とする中世武士団である。平安末期より源頼光四天王の一人として有名な嵯峨源氏渡辺綱の子孫が渡辺に住して渡辺氏を称し、頼光の子孫多田源氏と密接な関係を保った。また渡辺には同じころ藤原忠文の後と称する遠藤氏が住し、渡辺氏と姻戚関係をもちながら渡辺党を構成した。渡辺党の惣領は大江御厨渡辺惣官に任じられ、港灣管理に従事し、供御人を率いて魚類などの供御を朝廷に貢進した。一族から天王寺執行、式内社座摩神社司なども出し、西成郡を中心に大きな勢力をもった。鎌倉時代には幕府と結びつきの強い遠藤氏に圧倒されがちであった渡辺氏は、代々滝口などに補され、朝廷方に属したものが多く、南北朝時代には南朝に属し戦功をあげ、勢力を回復した。

この時期の渡辺党の動向を全体として論述することは不可能であるが、「楠木合戦注文」には、正慶2年(1333)正月19日巳の刻(午前10時ごろ)に始まった天王寺の合戦で、四条少将隆貞を大將軍とする楠木軍のなかに「渡辺孫六」がみえる。六波羅軍の敗北が決したのは、戌亥の刻(午後9時ごろ)であったが、北方に向かって敗走する六波羅軍を追って、楠木軍は渡辺に攻め下り、米少々を押収したという。その米が六波羅の兵糧米であったかは分からないが、この軍事作戦の目的は、南河内と渡辺をつなぐ補給路の確保にあったとされている。楠木正成と撰津渡辺党との結びつきを示す最初の史料として、貴重なものである。

次に、楠木正成と西園寺家との関わりについて、河内国新開荘を例に検討しておきたい。

建武新政権成立後、楠木正成が与えられた所領のなかで注目されるのは、河内国新開荘である。新開荘は河内郡の荘園で、現在の東大阪市中新開付近にあった。『明月記』嘉禎元年(1235)正月条に初めて見え、弘安4年(1281)の関東御教書によると高野山金剛三昧院領である。この新開荘が北条氏の所領であったことを明らかにしたのは石井進で、弘安4年(1281)3月31日の「金剛三昧院条々記録」により、金剛三昧院領筑前国^{かいた}粥田荘(現^{のおがた}福岡県直方市付近)がモンゴル来襲と

いう天下一同の大事のため、河内国新開荘と替えられたものであった²¹⁾。弘安6年(1283)には悪党の襲撃に備えて当荘の荘官らに守護させたというが、北条氏得宗領であった新開荘は、悪党の攻撃対象になりやすかったといえよう。正和4年(1315)3月25日の『公衡公記』には、内裏造営の成就のため今月から祈祷を始めることと、入道殿(西園寺実兼)が新開荘をこの費用に充てることを記し、この頃は西園寺家領であった。また、すでにあげた⑥の元亨2年(1322)8月16日の「西園寺実兼処分状」には、河内国小高瀬荘と新開荘等を、大宮大納言季衡(公衡の庶兄、実は権大納言)に譲与している。

西園寺実衡の子息西園寺公宗(1310-35)は、花園・後醍醐天皇に仕えた政治家である。元弘2年(1332)後醍醐天皇の隠岐遷幸のとき、皇子たちは公宗の邸に預けられ、翌年、六波羅探題が上皇を擁して近江に没落したときには、公宗は京にとどまった。建武中興政治では後醍醐天皇の中宮大夫を勤めた。一方、北条高時の弟泰家(時興)を邸にかくまって北条氏再興に備え、建武2年(1335)後醍醐天皇暗殺を企て、顕れて同年8月2日に誅殺された。暗殺計画を密告したのは、腹違いの弟公重である。⑤の建武2年(1335)7月12日、西園寺公重に下された後醍醐天皇綸旨は、河内国新開荘を安堵している。建武新政権のもとで楠木正成は新開荘を与えられたが、西園寺家領新開荘を管領したものである。この新開荘はかつて観心寺の資材帳にみえた荘園で、正成と観心寺との関係を考えて、うなずけるところである。

この事件については、『太平記』巻13の「北山殿謀反事」に詳しい記述があるが、より正確な『小槻匡遠日記』によると、建武2年6月22日、謀反の疑いをかけられた西園寺公宗と日野資名・氏光父子の3名が武士によって逮捕され、また建仁寺前でも陰謀の輩が楠木正成・高師直の手によって捕えられた。小槻匡遠によると、「太上天皇」、すなわち、持明院統の後伏見上皇を奉じて、後醍醐に叛いたものであった。地方でも北条氏の関係者を擁立した反乱の企てが頻発していた。

建武元年から2年にかけて、奥州・関東・九州・また紀伊・長門・伊予などにおいて、大小の軍事的蜂起が起きている。建武政権は決して安定した基盤のうえに立っていたわけではなかった²²⁾。このような動向は、足利尊氏の武装蜂起によって、やがて建武新政権を崩壊に導く激流となっていく。楠木正成と一族が、摂津湊川の戦いで討ち死にするのは、建武3年(延元

1・1336)5月のことである。

湊川の合戦後の建武3年6月16日に、足利尊氏は「(楠木)正成跡」の新開荘を東寺に寄進した。しかし、同年12月19日に、尊氏の命令をうけた高師直が東寺領河内新開荘の濫妨を停止するよう細川顕氏に命じているから、方々から違乱があったようである。建武5年(1338)正月10日、尊氏は河内国新開荘の替わりに備後国因島(現広島県因島市)・摂津国美作荘を東寺に寄進している。同年西園寺実俊(公宗の子)の訴えにより新開荘は返還された。この寄進状には、因島荘は北条泰家(相模左近大夫将監入道恵清)跡で、美作荘は安東平次右衛門入道(跡)と記される。北条泰家を西園寺公宗が置いたのは、鎌倉時代の後半に関東申次として公武交渉の要にあり、摂関家をしのぐ勢威で、西国を中心に海上交通の要衝地を含む大規模な家領を保有していた西園寺家の立場を考えると不可解ではない。鎌倉幕府の滅亡と後醍醐天皇の新政により、西園寺家の繁栄の基盤である関東申次は停止されたからである。

また、安東平次右衛門入道は、鎌倉時代後期に西国で活躍した得宗被官安東蓮聖(延応1・1239 - 元徳1・1329)の後継者で、蓮聖は平右衛門入道が通称である。弘長2年(1262)、西大寺叡尊のもとへ北条時頼の使者としておもむいたのが史料上の初見である。文永ごろ京で山僧と結んで借上を営み、文永8年(1271)、近江堅田浦で仁和寺年貢運上船を差し押さえて訴えられた。文永10年(1273)摂津多田院造営の際には、その惣奉行をつとめ、建治3年(1277)、和泉久米田寺の別当職を買得し、同寺を律宗寺院として再建し、弘安5年(1282)に西大寺叡尊を招いて堂供養を催した。また、当時摂津守護北条兼時の代官として摂津守護代を務め、多田院や美作荘、生魂新荘と福嶋荘²³⁾(現大阪市内)等の支配に当たっている。弘安7年(1284)には、異国降伏祈祷の御教書を施行している。律宗の僧行円房顕尊(福泊島勸進上人)の檀那でもあり、正安2年(1300)に顕尊が没すると、播磨福泊の築港事業を受け継いで、乾元1年(1302)に福泊(現兵庫県姫路市の方町)を完成させた。数百貫の銭財を投じ大石を積み上げて島を築くという大工事で、福泊は大いに繁栄したという。北条氏一門の海上交通路支配、流通経済掌握の先兵としての役割を果たした存在であった。没年は、元徳元年(1329)、あるいは、元徳2年ともいわれるが、京五条の屋形で91歳で死去したという。彼は六波羅や鎌倉幕府の滅亡を見ることはなかった。

この西園寺家と楠木正成との関係は、建武新政によって初めて生じたものではないと思われる。最近の研究では、新史料である東大寺宝珠院伝来文書の検討によって、西園寺公宗の家人といわれる悪党平野左近将監入道が、摂津国長洲荘（現尼崎市）の悪党とのネットワーク上に登場することや、元弘の乱に際して下赤坂城主として楠木正成との同盟軍を構成しながら落城することなどが明らかにされている。また、楠木正成と赤松則村（円心）一族とを結びつけたのは、平野左近将監入道で、長洲荘を介してであったとされる²⁴⁾。

また、渡辺党と皇室領大江御厨川俣・山本執当職を務めた水走氏（東大阪市）については、わたくしも近稿で論じたが、堺との関わりで問題となる点だけを指摘したい²⁵⁾。以下は、「渡辺惣官家文書」から渡辺氏の歴史を検討したものである²⁶⁾。

延元2年（1337）8月5日、渡辺惣官であった渡辺照は後醍醐天皇より勲功の賞として、摂津国難波荘地頭職を賜わり²⁷⁾、興国2年（1341）と思われる年に、渡辺照が瀧口蔵人として、後村上天皇から越中国上津見保（現富山県南砺市、仁和寺領）を賜っている。四天王寺僧でもあったという渡辺惣官照法師の所領は、以後も一族に安堵されている。楠木氏配下として活動したが、とくに正義とは深くかわり、正義が幕府方に走った正平24年（応安2・1369）以後も、また南朝に復帰した弘和2年（永徳2・1382）閏1月も正義に従った。楠木正義から賜った所領所職等の「楠木正義国宣」が6通あるうち、4通は楠木正義が北朝方に属した時期のものである。摂河泉に南朝方武将として勢力を張り、幕府から摂津（住吉郡）・河内・和泉守護に任じられ、河内・和泉の国守としての地位も認められた楠木正義の指揮に従ったのである。楠木正義は、永徳2年（1382）閏1月、河内平尾（堺市美原区）の戦いで、和泉守護山名氏清に大敗する。元中3年（1386）4月19日、楠木正義が淡輪長重に出した知行安堵状が残っている。明徳3年（1392）に南北朝が合体するまでの間に、正義は没したものらしい²⁸⁾。

以上の渡辺党の歴史と、前述の楠木正義との関わりを考えるならば、渡辺薩摩入道宗徹が渡辺党の一族であったことは間違いないと思われる。さらに、渡辺党渡辺氏と堺との関わりが明らかな史料が残っている。

応永8年（1401）、渡辺氏は室町幕府から所領（本拠地）を安堵されている。同年12月20日の「摂津守護代某打渡状」には、「摂津国河南西成郡難波地頭屋敷壱町捌段大廿四歩」とあり、渡辺左近将監強は1町8反264歩の広さをもつ堀に囲まれた地頭屋敷を難波荘

（現大阪市）内に有し、根拠地としていた。この時の摂津国西成郡の守護は、細川満元であった。ここは、延元2年（1336）に渡辺照が後醍醐天皇より勲功の賞として賜ったときから史料にみえる渡辺党の本拠である。

永禄8年（1565）11月11日の「瓦林長親・金山長信連署書状」は、所々散在年貢諸成物等について、渡辺与左衛門と池永左京亮入道に半分ずつ双方へ納めるよう渡辺荘名主百姓中に命じた。三好長慶から畿内支配を継承していた三好義継は奉行人の瓦林（河原林）長親と金山長信を通じて、両者の争いの裁決を下したものである²⁹⁾。

渡辺与左衛門は種の子と思われる渡辺吉³⁰⁾で、池永左京亮は、15世紀に遣明貿易で貿易商として巨富を貯えた堺の豪商湯川宣阿の一族である。宣阿の嗣子湯川新兵衛が池永入道とよばれ、湯川氏は池永氏を名乗る場合もある。豊田武は、文明15年（1483）に新兵衛が遣明船に乗り込んだとしている³¹⁾。また、本稿の冒頭であげた「堺南北庄大徳寺奉加引付」の堺南荘の町衆は、湯川新兵衛と湯川新五郎から始まっている。新五郎は新兵衛の子である可能性が高いとされ、前者が100貫文、後者が50貫文を大徳寺の復興資金として寄付している。明応4年（1495）9月、池永左京亮（永阿）は、銭100貫文を念仏寺（大寺、開口神社神宮寺）に貸し付けている。永阿が没したのち、天文21年（1552）12月、嗣子助九郎入道長阿は、その100貫文をそのまま念仏寺に寄進した（『開』）。永禄7年（1564）年に池永修理と推測される堺の豪商が、同じく堺の貿易商人で天王寺屋財閥ともいえる津田宗及の茶会に出席している（『天王寺屋会記』）。ここに、堺の豪商と摂津渡辺氏との対立をふくむ密接な関係がうかがえるのである。

おわりに

鎌倉時代の堺南北荘の荘園領主はだれか、という荘園にとっては最も基本的な問題を再検討し、これまで堺荘についての定説となってきた、摂津国住吉郡堺荘（堺北荘）是最勝光院領で領家は今林准后（西園寺実氏室、北山准后藤原貞子）、和泉国大鳥郡堺荘（堺南荘）は天王寺遍照光院領で、本所は大宮院（後嵯峨天皇中宮藤原姞子）から後深草上皇、永福門院の持明院統であるという理解は、摂津国堺荘の新史料2点の発見（再発見）によって、根本的な見直しを迫られている。結論としていえば、堺荘は西園寺家が相伝していた所領で、堺南北荘とも今林准后藤原貞子—大宮院藤原姞子

の母子に所領の由来がある。二人の女性は、鎌倉時代に権勢をふるった関東申次西園寺実氏の妻であり、女である。皇室との婚姻関係によって、堺荘は王家領の性格を帯びるが、もともとの領主（領家）は西園寺家である。

鎌倉時代末期の堺荘は、和泉国堺荘が最勝光院領で、領家永福門院藤原鐔子が遍照光院の寺役も勤める荘園であった。摂津国堺荘は西園寺実衡から叔父の興福寺東北院覚円に譲られたから、春日社領で領家は東北院院主覚円であった。そのため、摂津国堺荘の荘園目録が奈良の海竜王寺（現在は西大寺）に伝えられているのである。この史料については、まだ解けない問題も残っているが、基本的な理解としては、以上の結論が正しいと考える。

次に、南北朝時代の摂津国堺荘について、現地代官の地位にあったとされる渡辺薩摩入道（宗徹）を、摂津渡辺党の一族としての観点から考えてみた。この問題もまだ多くの課題をとまなっている。例えば、鎌倉時代末期に歴史の表舞台に登場する楠木正成と摂津河泉の諸荘園との関わりである。これは別の表現をすれば、悪党勢力と王家や鎌倉幕府（北条得宗家）、また関東申次西園寺家との関わりの問題である。ここでは、摂津国住吉郡守護楠木正儀と守護代渡辺薩摩入道宗徹との関係を検討し、渡辺宗徹が摂津国堺荘の現地代官を務めていた背景を考えるのみに止めた。

（2012年9月28日 成稿）

文献

- 1) 『中世における都市の研究』、講談社、1942年、のちに、三一書房、1972年。「一六世紀の自由都市－堺の歴史とその背景について－」、『日本封建都市研究』、東京大学出版会、1957年。
- 2) 増補版、至文堂、1966年。のちに、『豊田武著作集』第4巻「封建都市」所収、1983年。
- 3) 『堺－中世自由都市－』、教育社、1981年。
- 4) 『無縁・公界・楽』、平凡社、1978年。増補版は、平凡社ライブラリー、1996年。「中世都市論」、『岩波講座日本歴史7 中世3』所収、岩波書店、1976年、のちに、網野善彦『日本中世都市の世界』、筑摩書房、1996年。
- 5) 矢内一麿「文明年間の大徳寺と堺町衆に関する新史料について－酬恩庵蔵「堺南北庄大徳寺奉加引付」の紹介－」、『日本史研究』396号、1995年8月。のちに、矢内『一休派の結衆と史的展開の研究』所収、思文閣出版、2010年。
- 6) 『中世都市共同体の研究』、思文閣出版、2000年。初出は1986年。
- 7) 思文閣出版、2004年。
- 8) 『大阪樟蔭女子大学論集』第43号、2006年。
- 9) 龍肅『鎌倉時代 下』（春秋社、1957年）、網野善彦「西園寺家とその所領」（『国史学』第146号、1992年3月）。
- 10) 小野晃嗣『日本中世商業史の研究』、法政大学出版局、1989年。乾奈保子論文は、『年報 中世史研究』第5号、所収。
- 11) 西園寺公衡が記した「昭訓門院御産愚記」。
- 12) 『尊卑分脈』4、橘氏53-55頁。
- 13) 五味文彦『『春日験記絵』と中世』、淡交社、1998年。
- 14) 平岡定海『東大寺辞典』、東京堂出版、1995年。
- 15) 「院政期～鎌倉期における女院領について」、『日本史研究』374号、1993年。
- 16) 『中世公家領の研究』166頁、思文閣出版、1999年。
- 17) 小西「第4章第2節 南北朝時代」、『小野市史』第1巻、2001年。
- 18) 『新修 大阪市史』資料編第3巻、2009年。
- 19) 小西『中世都市共同体の研究』、思文閣出版、2000年。
- 20) 『新修 大阪市史』（第2巻）も、渡辺党の一族としている（1988年、今谷明執筆部分）。
- 21) 「九州諸国における北条氏所領の研究」、竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』、吉川弘文館、1969年。
- 22) 日本の歴史11、新田一郎『太平記の時代』102頁、講談社、2001年。
- 23) 嘉元4年（1306）の「昭慶門院御領目録」に浄金剛院領とみえ、荘官は安東平右衛門入道であった。
- 24) 熊谷隆之「摂津国長洲荘悪党と公武寺社」、勝山清次編『南都寺院文書の世界』所収、思文閣出版、2007年。
- 25) 小西「中世の大阪」、『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第1号、2011年。
- 26) 「渡辺惣官家文書」、奈良県指定文化財「広橋家文書」。『大和下市史 資料編』に、永島福太郎による復刻と解説がある（奈良県吉野郡下市町史編集委員会編、1974年）。
- 27) 本所は崇徳上皇の御願寺成勝寺である。
- 28) 京都大学文学部所蔵 淡輪文書、『阪南町史』下巻、1977年。

29) 天野忠幸『戦国期三好政権の研究』252 頁、清文堂、2010 年。

30) 『新修 大阪市史』第 2 巻は、渡辺与左衛門について、504 頁では、「渡辺系図」によると、種と与のどちらか決めがたいとしているが、検討の結果、吉と考えた。

31) 豊田武著作集第 3 巻『中世の商人と交通』117 頁。

The Sakai Manor and the Saionji Family

Faculty of Liberal Arts, Department of English as an International Language
Mizue KONISHI

Abstract

The purpose of this article is to make clear who was the lord of the Sakai Manor. I conclude that the lord of the Sakai Manor in Settsu province was Kasuga Shrine in the latter term of the Kamakura period. Priest Kakuen of Tōhokuin in Kōfukuji Temple was descended from the Saionji family. He was presented property by Saionji Sanehira who was the nephew of him. The lord of the Sakai Manor in Izumi province was Eifukumon-in who was descended from the Saionji family and was the empress of Emperor Fushimi, while she served Saishōkōin of Tōji Temple and Henjōkō-in as a temple of Saionji family in Tennōji district. This conclusion is an original theory about the Sakai Manor and different from the past theory. The second problem is the relationship between the Watanabe family and the Kusunoki family. They ruled the Sakai Manor in Settsu province during the Nanbokuchō period.

Keywords : the Sakai Manor in Settsu province, the Sakai Manor in Izumi province, the Saionji family , the Kusunoki family , the Watanabe family